

れんごう中越地協

第774号2013.1.21
連合中越地域協議会
長岡市東蔵王2-2-68
TEL 0258-24-0515
FAX 0258-24-8930
発行人 矢島 良彦
定価 1部10円
購読料は会費を含む



第17回中越高齢協セミナー

糖尿病の予防と原子力防災の講演会

各単会から51名が参加、熱心な質問・意見が多数

中越高齢協は12月10日(月)13時30分からアトリウム長岡において「第17回セミナー」を各単会から51名の参加で開催した。

今年「糖尿病の予防と原子力防災」の講演を実施した。下田会長の挨拶、連美氏(新潟県・健康福

合中越地協横澤副議長の共催挨拶に引き続き、「糖尿病の予防と対策について」古川晴二氏からサポートしていただいた。続いて「原子力防災について」古川氏からは「糖尿病を生活習慣として認

識のうえ、予防には日々の食事や運動が大事であり、万病のもとであることから充分気を付けて下さい」と講演された。また、座談したままでの身体の動かし方などの指導もいただいた。

金子氏からは、放射線と放射能の区分から、柏崎・刈羽原発事故を想定した長岡市や県内の取り組み、非難の方法など、今後十分研究しながら、市民に周知していくことの説明があり、会員から熱心な質問・意見などが出され、たいへん有意義だった。(中越高齢協)



山崎副市長から回答を受ける

矢島中越地協議長以下5名が出席し意見交換

平成25年度の長岡・小林事務局長・中村市予算編成に向けた要務局次長の5名が出席(平成24年11月12日提出)に

山崎副市長から受領し、昨年度からの継続要望や新規の要望事項を中心に副市長から説明があった。

説明後には「労務監査による労基法・契約法の順守」「パーソナルサポートサービスマodel事業に対して、事業継続の働きかけ」「保育従事者の非正規化防止や雇用期間による年度内での担任変更とならないような継続雇用」「雇用創出の事業継続」「生活保護から自立に向けた対応策

長岡市の山崎副市長から回答書を受領し、新規要望事項等について補足説明があった。連合中越からは、矢島議長・横澤副議長・羽賀副議長



矢島議長が回答書を受領し、昨年度からの継続要望や新規の要望事項を中心に副市長から説明があった。

「憲法第二十四条：婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」

東蔵王2

《No.100》



副議長 横澤 勝之

という映画もつくられまし
た▼ところで、安倍新政権
は女性が活躍する国づくり
を重視することによって、閣
僚や党役員にも女性を積極
的に登用したとされています。
す。いかにも女性重視の姿
勢のようで、男女平等に積
極的かと思わせますが、本
音は違うようです▼自民党
の改憲案を見れば分かります。
選挙の度にマドンナだ
のガールズだの話題になっ
ても、女性議員の比率は先
進国最下位クラスのままで
す。そもそも改憲案から両
性の平等の条文を削除ない
し訂正してしまおうという
自民党のありさまを見る
と、いまだ、日本人は日本
国憲法を活かしてきていな
いとの感を改めて強くする
のです。



の取り組み強化と充
実」等を求め、意見交
換した。
今後、連合中越政策
委員会ではこの回答書
の精査分析を進める。
また、各産別構成組織
へ配布し、意見照会を
行うこととした。

第1回担当者会議

連合中越国民市民担当

連合中越は、第1回
国民市民運動部担当者
会議(金内副議長)を1
月15日(月)18時30分
に開催し、年間活動計
画について協議した。
最大課題は、第84
回長岡地区メーデーに
ついて概略を協議し、

開催日は例年通り5月
1日(水)、会場はア
オーレ長岡とすること
を確認した。詳細は、
次回会議で協議する。
また、会議では通年
運動の給食残差回収ポ
ランテニア参加や2月
開催の新潟県食と環境
ネットワーキング第6回総
和関連事業への参加等
を確認した。

会への対応、S J ネット
ト委員会の委員会傍聴
やユニオンパワーアッ
プセミナーへの参加体
制等当面の活動を確
認した。
その他に協議したこ
とは、3月期には環境
保全団体との交流会、
4月にはアジア・アフ
リカ救援米運動の実行
委員会を開催し、5月
に田植え9月に稲刈り
を行う。6月には連合
新潟「平和行動 in 沖
縄」への参加。7月以
降は、様々な団体と協
働する柿川に親しむ会
への参加や各地区の平
和関連事業への参加等
を確認した。

サラリーマン川柳(いい夫婦 寝言と軒の語り合い)(毎食後 デザートだったが いま薬)(稼いでも 貯まっていくなは 妻の肉)(同窓会 案内届いて ダイエット)

サラリーマン川柳(おーいメシ)できましたよと妻を呼ぶ(見てきたなデートコースが本のまま)(無駄なこと省いてみれば仕事なく)(年賀状余計なことするスナックママ)

主催/(財)新潟県女性財団、長岡市 共催/長岡商工会議所、(社)長岡青年会議所

(財)新潟県女性財団地域セミナー

経営戦略としてのワーク・ライフ・バランス

～企業と社員・双方の利益のために～

これからの時代に必要働き方について考えてみませんか?

時代は、少子高齢化社会。
「親の介護をしながら働くか心配だ...」「子育てをしながらも働きやすければ...」
男性からも女性からもそんな声が増えています。
企業にとっても、働く側にとっても、メリットのある働き方とは??

要申込です

～小室淑恵さん 略歴～
平成11年 大学卒業、 関西生協に入社
平成15年 結婚、 日経ウーマン・オブ・ザ・イヤー キャリアクリエイト 部門受賞
平成17年 関西生協を退社、 第1子を出産、
平成18年 関ワーク・ライフ・バランスを設立
平成24年 第2子を出産、 内閣府の委員等を多岐担任、 『チームを動かす!リーダー術』(学研)『リカガ』等、著書多数

ワーク・ライフ・バランス 代表取締役社長 小室 淑恵さん

日時 平成25年1月30日(水) 13:00～15:00
会場 アオーレ長岡 市民交流ホールB・C
対象 企業経営者・団体代表等 (一般の方も聴講できます)
定員 200名 (先着順、定員になり次第、締切)
参加費 無料 (お車の場合、駐車料金は自己負担です。裏面参照)
お問合せ 長岡市男女共同参画推進室 電話(0258)39-2746
お申込み 電話、FAX、ホームページ のいずれかでお申し込み。
ホームページ [長岡市 男女共同参画 検索](#)

一時保育が必要な方は、講演申込と同時に電話にてお申込ください。

申込書 FAX(0258)39-2747

| | | |
|--------|-----|--|
| 企業・団体名 | | |
| 役職等 | 氏名 | |
| 電話 | FAX | |

小千谷支部だより

今回は、12月6日に「割烹 魚新」で行いました「第13回支部役員委員会」と、その後先期で退任された役員の方の慰労を兼ねた忘年会について報告致します。

最初に、支部役員会を開催し滞りなく終了した後に忘年会を行いました。

席では今年度の活動についての話しなどが出たりし、有意義な忘年会となりました。

今回退任されます4名の方には大変お疲れ様でした。小千谷支部は、地域に根ざした活動を行ってまいりますので、今後とも支部活動にご協力をお願い致します。



(従業員・労働者の方へ)

平成25年4月1日から 希望者全員の雇用確保を図るための 高齢者雇用安定法が施行されます!

急速な高齢化の進行に対応し、高齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高齢者雇用安定法)の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されます。今回の改正は、定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容としています。

改正のポイント

- 1 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止
- 2 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
- 3 義務違反の企業に対する公表規定の導入
- 4 高齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針の策定

1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

65歳未満の定年を定めている事業主が、高齢者雇用確保措置(裏面参照)として継続雇用制度を導入する場合、現行の法律では、継続雇用の対象者を限定する基準を労使協定で定めることができます。今回の改正でこの仕組みが廃止され、平成25年4月1日からは、希望者全員の継続雇用制度の対象とすることが必要になります。

【経過措置】
ただし、以下の経過措置が認められています。
平成25年3月31日までに継続雇用制度の対象者の基準を労使協定で設けている場合

- 平成28年3月31日までは61歳以上の人に対して
- 平成31年3月31日までは62歳以上の人に対して
- 平成34年3月31日までは63歳以上の人に対して
- 平成37年3月31日までは64歳以上の人に対して

基準を適用することができます。

◆たとえば、平成28年3月31日までの間は、61歳未満の人については希望者全員の対象としなければなりません、61歳以上の人については基準に適合する人に限定することができます。

2. 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大

定年を迎えた高齢者の継続雇用先を、自社だけでなく、グループ内の他の会社(子会社や関連会社など)まで広げることができるようになります。子会社とは、議決権の過半数を有しているなど支配力を及ぼしている企業であり、関連会社とは、議決権を20%以上有しているなど影響力を及ぼしている企業です。この場合、継続雇用についての事業主間の契約が必要になります。

3. 義務違反の企業に対する公表規定の導入

高齢者雇用確保措置を実施していない企業に対しては、労働局、ハローワークが指導を実施します。指導後も改善がみられない企業に対しては、高齢者雇用確保措置義務に関する勧告を行い、それでも法律違反が是正されない場合は企業名を公表することがあります。

4. 高齢者雇用確保措置の実施・運用に関する指針の策定

今後、事業主が講ずべき高齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針を、労働政策審議会における議論などを経て策定します。この指針には、業務の遂行に堪えない人*を継続雇用制度でどのように取り扱うかなどを含みます。

*平成24年1月6日の労働政策審議会の建議では、「就業規則における解雇事由または退職事由に該当する者について継続雇用の対象外とすることもできる」とし「この場合、客観的合理性・社会的相当性が求められる」と示されています。

【高齢者雇用確保措置とは】 高齢者雇用安定法第9条
定年を65歳未満に定めている事業主は、その雇用する高齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次の①～③のいずれかの措置(高齢者雇用確保措置)を講じなければなりません。
① 定年の引き上げ ② 継続雇用制度の導入 ③ 定年制の廃止

- ◆改正法や高齢者雇用確保措置について詳しくは、最寄りのハローワークへお問い合わせください。
<http://www.mhlw.go.jp/kyuujin/hwmap.html>
- ◆(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の各都道府県にある**高齢・障害者雇用支援センター**では、高齢者雇用アドバイザーの派遣などにより、高齢者雇用についての相談を行っています。
<http://www.jeed.or.jp/jeed/location/loc01.html>